

熊本労災特別介護施設【ケアプラザ宇土】をご存じですか

熊本労災特別介護施設（ケアプラザ宇土） 施設長 谷口 誠

「労災特別介護施設」（通称：ケアプラザ）をご存じでしょうか。

労災特別介護施設とは、労災事故により重度の障害・傷病を被られた方々に、安心して生き生きとした生活を営んでいただくため、厚生労働省が全国8カ所に設置した介護施設で、現在、一般財団法人労災サポートセンターが委託を受けてその運営を行っています。

九州においては、平成5年6月に熊本県宇土市に「ケアプラザ宇土」という名称で、鉄筋コンクリート造3階建、定員100名（個室86室、特別介護（多床）室4室）の施設として設置され、開設以来29年にわたり、せき髄損傷、けい髄損傷、頭部外傷、じん肺など、労災特有の障害・傷病に応じた専門的な介護サービスを提供しています。

ケアプラザの入居対象者は、原則として年齢に関係なく障害等級又は傷病等級が1級から3級の労災年金受給者で、在宅での介護が困難と認められる方とされています。

なお、60歳以上で障害等級が4級程度に該当する方で、在宅での介護が困難な場合も、特例として入居が認められる場合があります。

ケアプラザでは、看護師と介護福祉士が交代制により24時間体制で勤務し、入居者の障害・傷病の状態に合わせて作成する「個人別介護計画」に沿って、食事介助、排泄介助、入浴介助など日常生活の介護サービスを提供しています。

また、入居者の身体と心の健康を維持するため、概ね毎週1回の医療コンタクト（非常勤医師）による健康相談や隔月の公認心理師による心理カウンセリングを行っているほか、入居者に残された身体機能を維持するため、リハビリ専門職（理学療法士）によるリハビリテーションを行っています。

ケアプラザの入居に要する費用は、施設利用料と介護費の合算額になります。

施設利用料は、食費、居室費、電気・水道・給湯・冷暖房費等に要する費用で、入居者本人の前年の年間収入額（労災年金・厚生年金・その他）や扶養家族の人数（控除あり）に応じ、入居費基準表の「年間収入による階層区分」による月額

3万3千円から25万8千円までの16段階に区分された該当額を負担していただきます。

また、介護費は介護に要する費用で、労働者災害補償保険法で定める要介護障害程度区分が、「常時介護を要する状態」にある方は171,650円、「随時介護を要する状態」にある方は85,780円を負担していただくことになります。

なお、介護費は労働者災害補償保険に介護（補償）給付の支給を請求することにより、後日、同額が支給されますので、入居者の実質的な負担はありません。

「ケアプラザ宇土」は国が政策的に設置した施設ですが、九州においては熊本県宇土市内の1カ所のみで、認知度があまり高くないこともあり、入居率は8割程度と、新規の入居者の受入れにも余裕のある状況にあります。

障害者支援施設や老人福祉施設等では入居待機者が多くおられると聞いておりますが、これらの施設へ入居を希望される方のうち、労災年金を受給されている重度の障害状態にある方については、「ケアプラザ宇土」への入居が可能であり、早期に安心して暮らせる環境を提供できるものと考えております。

各病院で退院支援等にご尽力されている医療ソーシャルワーカーの皆様には、ケアプラザの存在を知っていただき、労災年金受給中の患者様から施設入居の相談がありました際には、是非とも「ケアプラザ宇土」を選択肢の一つとしてご紹介いただければ幸いです。

〒869-0407 熊本県宇土市松原町243番地

（電話）0964-23-2211 総務課 豊福又は谷口まで

